

第4. 監査意見

1. 収益の計上時期について

給水収益の計上が、1ヶ月遅れになっている。

工業用水道局の給水収益の計算期間は、月初めより月末迄である。工業用水の需要家との給水契約は、日量100m³を最低契約量とし、責任受水日量契約となっている。受水実量に料金単価26円/m³を乗ずることによって給水収益を計算するのではない。

実際の計算過程は、給水契約日量に料金単価26円/m³を乗じて1日当たりの料金を算出し、それに該当月の暦の日数を乗じることによって工業用水道料の使用料を計算している。このため調定（収益金額の計算事務のこと）作業の重要点は、需要家の受水日数が何日であったかを確認することにあり、翌月1日に需要家の受水日数を数え料金調定を行っている。

また、収益の計上日は、令第10条1号の規定に従い調定した日としている。従って今月分の給水収益の計上額は、前月の給水日数に応じた額であり、1ヶ月遅れの計上となっている。

令第10条は、

『地方公営企業の収益の年度所属は、左に掲げる区分による。

1. 主たる収益及び附帯収益については、これを調査決定した日の属する年度。但し、これにより難い場合においては、その原因である事実の存した期間の属する年度』としている。

法第20条第1項は、『すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。』と規定している。

上記令第10条1号が規定されている理由は、次のような前提がある。

電気事業、ガス事業、水道事業には通常多数の顧客があるため、当月分の料金の計算をするに当たって、月末に一斉に顧客の使用数量を検針することはかなり物理的に困難である。従って顧客の地区別など適当な基準でグループ化し、グループ毎に月中に何日もかけて検針するのが一般的である。この検針記録に基づいて、調定作業も何回も行われる。正しく当月の収益を把握しようとするれば、検針日から月末までの日数分を再度何らかの方法で計算する必要があるが、実際相当に

困難な作業である。検針記録の妥当性を検証しながら料金の決定作業を行うのが調定である。従って、調定の終了をもって顧客に対し料金の請求額が確定するので、この調定によって確定した請求額を簡便的に調定した日の属する月の収益として認めているものである。

工業用水道局は、費用の計上は月末までにその原因の発生した分を正しく当該月に計上している。その結果、費用の計上に見合う収益が1ヶ月遅れて計上されており、費用と収益が対応していない。

工業用水道局の顧客数は平成16年4月1日現在38であり、調定作業も1日で終了している。

給水収益の計上時期は、令第10条1号の規定を適用するのではなく、正しくは令第10条1号但し書きを適用するのが工業用水道局の現状に適合している。

2. 退職給与引当金について

退職給与引当金は、工業用水道局の職員が一斉に年度末に退職したと仮定してどれほどの退職金が必要であるかを計算し、その必要額を引当計上するものである。

退職給与の支給については県庁人事課との協議で、当初採用したところが途中の転勤があつたにしても全額を負担することになっている。工業用水道局で採用した人員は平成15年度末で9名であり、このうち6名は知事部局に転勤している。また逆に知事部局から工業用水道局に5名転勤している。本来は工業用水道局に勤務する職員の退職給与を工業用水道局の費用として認識し計上するのが必要であるが、工業用水道局で採用した職員の分を計上している。

従って、本当の費用が計上されているとは言えない。

この矛盾を解消するには、少なくとも知事部局採用職員の退職給与負担額と工業用水道局採用職員の退職給与負担額を毎年度明らかにし、それぞれの負担額を相互にやり取りすることによって解消すると考える。

ところで退職給与の負担については疑義があるものの、現状の協議に基づく退職給与引当金残高の妥当性について検証した結果、約13

4万円過大計上されてはいたが妥当な残高と認めた。しかし、退職給与引当金は、平成15年度までは当年度純利益を考慮して計上していたので、年度毎の計上額はそれぞれ妥当であったかは疑問である。

地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達は、『各年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること。』と要支給額基準の採用を指示している。

従って、今後は退職給与の要支給額の増加分を引当計上すべきである。

3. 棚卸資産の管理について

棚卸資産は、機械設備等の故障等に備えた取替え部品である。棚卸資産と棚卸管理表を照合した結果、すべて一致していた。

元々緊急用の部品として保有しているが、中には見た目が古く本当に使用可能かどうかと思えるものもあった。いつでも使用可能である必要がある。棚卸資産の中には時の経過だけで劣化するものもあるので、何時でも取替え部品として使用可能なものにしておく必要がある。

4. 企業協力金について

工業用水道局は第2期工事にともない、昭和51年度より平成9年までに15社から工業用水道建設負担金若しくは建設協力金の名目で、総額16億4千万円もの多額の企業協力金を受けている。その内容は、送配水施設の工事費総額を、受水企業に受水量に応じ、かつ金利を付して十数年間にわたって負担してもらった。これは第1期工事が終わったものの、大幅な需給の格差で多額の赤字となり、第2期工事の設備投資額並びに第1期工事の企業債の返済資金が無かったための窮余の一策であったと思われる。事実、昭和51年度までは運営費に対す

る佐賀県の一般会計からの長期借入金が毎年3,000万円以上発生していた。

工業用水道局の会計処理は、「企業協力金」として収益に計上しているが、上記のような工事費の実質的な負担金としての内容であり、地方公営企業法32条第5項の規定する「資本剰余金」の「その他資本剰余金」または「工事負担金」として計上すべきであったと考える。

一見、過去の処理上の問題であるかのようにだが、工業用水道局の自己資本（要約すると、資産から負債を差し引いた純財産額のこと）の形成が正規の料金（給水収益：収益取引）に基づいて成されたものか、それとも工事負担金（給水収益のような工業用水道局の主たる業務から得られる収益ではなく、設備の取得を目的として拠出されたものは資本金に近い性格である：資本取引）で形成されているかは、今後の工業用水道局の経営計画を作成する上で、重要な資料となるものと考ええる。

仮に「資本剰余金」で処理した場合には、平成15年度の決算は「資本剰余金」17億8630万円が、34億2630万円となり、「利益剰余金」は4億5855万円の黒字が、逆に11億8145万円の赤字となる。

多額の資本投下とその回収が長期にわたる工業用水道事業には、正確な長期工業用水需要の予測と効率的な設備投資が求められ、かつ徹底した経営の合理化・効率化が求められる。

5. 新規需要家の獲得について

佐賀県は平成16年9月に「行政改革の緊急対策素案」をまとめ、増税策の一環として、新たな優遇税制を創設して年間10件の企業誘致する目標を掲げている。

工業用水道局から給水可能な鳥栖周辺地域には、鳥栖北部丘陵・基山グリーンパーク等分譲中の工業団地もあり、さらには第1・2次計画の段階から計画給水量を達成できてない工業団地には、次のような有望と思われる従業員30名以上の企業（製造業）が存在する。

平成16年9月 調

工業団地名	計画給水量	既契約給水量	既契約企業数	有望企業数
鳥栖轟木団地	25,000 m ³ /日	5,788 m ³ /日	5社	6社
鳥栖商工団地	5,000 m ³ /日	400 m ³ /日	2社	20社
鳥栖北部丘陵地区	1,000 m ³ /日	なし	0社	未分譲（工業系）3区画
基山グリーンパーク	2,000 m ³ /日	150 m ³ /日	1社	未分譲3区画

その他、上記以外の鳥栖地区では大きな企業として7社が有望と考えられる。昭和63年工業用水道局のアンケートに「地下水を480 m³/日使用しているが、工場近くまで配管されていれば切り替えを検討する」という回答をよせているが、その後の進展はない。さらに、A社は上水道を700 m³/日、B社は500 m³/日、C社は400 m³/日使用しているアンケートをよせている。

鳥栖市の上水道料金は工業用水道局の通常料金より6倍もし、契約依頼のメリットは双方にあると思われる。

第2次計画において拡大した以下の工場団地や地区では計画給水量は達成しているものの、その全体の計画給水量に余裕があるところから、さらなる契約推進は可能であり、有望企業は存在する。

平成16年9月 調

工業団地名	計画給水量	既契約給水量	既契約企業数	有望企業数
鳥栖西部団地	3,000 m ³ /日	970 m ³ /日	4社	全社契約済み
東部中核団地	10,700 m ³ /日	6,850 m ³ /日	10社	5社
三田川地区	なし	2,900 m ³ /日	8社	6社
諸富地区	35,000 m ³ /日	35,352 m ³ /日	3社	3社

以上のように、ある程度大口契約が見込める企業が現在においても多数社が存在する。さらに今後、佐賀県が進める工業誘致は、立地の上からも鳥栖地区周辺に集中すると思われるところから、工業用水道局が特段の設備投資をせずに、新規契約企業の獲得は可能であろう。

もともと工業用水道事業が始められたのは、地下水の汲み上げによる地盤沈下問題に端を発している。佐賀県における地盤沈下問題は、炭鉱の旧坑道がある地域に多数発生している。この鉱害復旧工事については、国も多年にわたって多額の歳出負担をしたことはまだ記憶に新しいところである。地下水汲み上げによる地盤沈下の防止並びに安価な工業用水の利用は、工業用水を利用する企業にとってもメリットはあるはずである。

企業誘致においても、工業用水利用のメリットを大いに説明する必要がある。新規誘致企業に対する取り組みは、誘致交渉の過程から誘致窓口の担当課と一緒に活動すべきである。然るに現状では工業用水道局への誘致窓口の担当課から情報提供は極めて不十分と言わざるを得ない。工業用水の利用には、現在受水施設の設置が必要である。このことを誘致交渉の初期の段階から十分に説明し、当初の設計に織り込んでもらうことが工業用水利用の促進につながるとともに、進出企業にとって追加設備投資の削減に繋がるのだと思う。

また、工業用水道局の工業用水を使いたいという依頼が年数件あると聞いている。その成約にならない理由の中に「管布設の自己負担」が高いという問題がある。

ちなみに、本管から工場内までの距離を50mと仮定した場合に、必要となる工事費を工業用水道局に試算してもらった価格表は、次のとおりである。

契約量 (日/m ³)	管工事費	本管接続工事費等	合計 (円)
100	1,210,000	1,520,000	2,730,000
300	1,210,000	1,520,000	2,730,000
500	1,287,500	1,530,000	2,817,500
1000	1,330,500	1,540,000	2,870,500

その他受水槽の設置費を加えると、契約量1,000m³/日の場合、総費用は約2,000万円を必要とする。

新規に進出を考えている企業にとって、初期投資はできるだけ押さえたいところである。受水設備の自己負担価額を引き下げる方法が無いのかさらに検討すべきである。

第2テーマ 私立学校等に対する補助金の執行について

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した監査のテーマ

私立学校等に対する補助金の執行について

なお、監査対象期間は平成15年度（平成15年4月1日より平成16年3月31日まで）。但し、必要と認めた範囲においては他の年度についても一部監査の対象とした。

3. 監査テーマの選定理由

出生率の低下により、近年就学適齢人口が減少してきた。これに伴い生徒数の減少が年を追うごとに進んできた結果、私立学校については、入学定員未充足の学校の増加、帰属収入（学校運営のための経費に充てることが出来る収入）で消費支出（学校運営のための経費）をまかなえない学校の増加が全国的に広がってきた。

国の私立学校に対する方針は、新規学校の設立認可も与えつつ、放漫な運営による入学者の減少で運営が困難になる学校の増加もやむをえない。つまり学校の運営責任を明確にし、運営が困難となった学校に決して救済の手は差し伸べない方向へ向いてきつつある。

佐賀県においても、近年就学適齢人口の減少により公立高等学校の入学定員割れが広がり、統合の検討が進みつつある。このような状況下で私立学校は入学希望者が集中する学校と定員割れの学校とが出てきた。

佐賀県の人口は、87万人を割り込み、昨年は死亡数が出生数を上回り人口増加に対する行政の努力も益々強く望まれる。

さらに、普通会計の歳出は平成11年度以降減少に転じ、それにもなって補助金支出も平成14年度は対前年比90%と減少してきた。

私立学校は公立学校に無い自由な発想で、期待される教育の機会均等、優良な教育の提供、子育て支援に資する教育環境の提供、安定的な学校運営、父母の負担軽減等を行うことが期待される。そのような状況の中で、現在私立学校に交付される補助金が慢性的な運営費不足の補助となっていないかを検証することは、効果的な補助金運用がなされているか

を検証するために必要である。

4. 監査の方法

(3) 監査の要点

- ① 交付対象経費・金額は、制度の趣旨から見て妥当かどうか。
- ② 補助金の交付は、制度の趣旨・補助金交付要綱に基づいて適切になされているか。
- ③ 過剰な補助金の交付がなされていないか。
- ④ 補助金は効率的に運用されているか。
- ⑤ 補助金が、私立学校の運営にとって必要不可欠のものであるか。
- ⑥ 私立学校の実情が適切に把握され、必要に応じ適切な指導等がなされているか。
- ⑦ 補助金の効果について検討がなされ、整理・見直しが適切になされているか。
- ⑧ 各補助金制度自体が、私立学校を取り巻く現在の状況に適合した有効なものであるか。
- ⑨ 補助金の交付方法や補助金額の計算方法が、それぞれの補助金制度の趣旨からして最善の方法であるか。

(4) 主な監査手続

- ① 制度の概要を把握するため、担当者への質問。
- ② 補助金交付申請書、実績報告書が、補助金交付要綱と合致しているかの検証。
- ③ 補助金交付申請書、実績報告書を査閲し、制度の趣旨から逸脱した過剰な補助金の交付がなされていないかの検証。
- ④ 補助金交付申請書の審査は十分になされているかの検証。
- ⑤ 補助金交付額の算定方法は、定められた方法に基づいてなされているかの検証。
- ⑥ 実績報告書等の検証並びに分析がなされ、適宜に指導等がなされているかの検証。
- ⑦ 補助金の交付要綱の吟味検討や、定められている交付額計算方法等の妥当性の検証。

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	乗田泰
補助者	公認会計士	八谷信行
補助者	公認会計士	盈辰博
補助者	公認会計士	峰悦男
補助者	公認会計士	田村浩司

6. 外部監査の実施期間

平成16年8月24日より平成17年3月4日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受けるものは無い。

8. 語句の説明

私立学校に対する補助金の監査にかかる本報告書において、「監査結果」及び「監査意見」を記載しているが、それぞれの意味は次のとおりである。

監査結果……………一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

監査意見……………一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2. 外部監査の対象

1. 補助金の意義

地方自治法第1条の2第1項『 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 』と規定している。

同じく地方自治法第232条の2は、『 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる。 』と規定している。

補助金は反対給付を求めないため、自由経済社会の中では自由競争を阻害する元凶でもある。県民誰しもが、県からの財政支出を当然と受け止められるもののみが補助金であるべきだと考える。

2. 補助金の交付手続

佐賀県補助金等交付規則（佐賀県規則第13号）に補助金の申請から交付にいたるまでの手続きを規定し、それぞれの補助金ごとに、具体的な事項を規定した「 交付要綱 」が定められている。

佐賀県補助金等交付規則（以下規則という）に規定する一連の手続きの概要は以下のとおり。

第3条 補助金等の交付の申請

申請者は、申請書を知事に期日までに提出



第4条 補助金等の交付の決定

申請書類等の審査及び現地調査等により交付の決定



第6条 決定の通知

知事は決定の内容及び条件を申請者に通知



第7条 申請の取下げ
通知の内容に不服であれば申請の取下げができる



第8条 事情変更による決定の取消し等
知事はその後の事情の変更により決定の全部または一部を取消し、又は条件変更をすることがある



第9条 補助事業等及び間接補助事業等の遂行
補助事業者等の補助事業の遂行



第12条 実績報告
補助事業者等の補助事業が完了したとき、又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等実績報告書を知事に提出



第13条 補助金等の額の確定等
報告書類等の審査及び現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知する



第15条 補助金等の交付
額の確定の通知を受けた補助事業者等は、補助金等交付請求書を知事に提出



第16条 補助金等の交付の決定の取消し
補助金等の流用又は条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反があった場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消す



第17条 補助金等の返還

補助金等の交付の決定を取消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずる



第18条 加算金及び延滞金

補助金等の返還を命ぜられたときは、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95%の加算金を県に納付しなければならない

納期限までに納付しなかったときは、納期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ年10.95%の延滞金を県に納付しなければならない